

## 納税はお済みですか？

町では、税負担の公平性を確保するため、未納のある方に対して、左記の滞納整理を北海道と連携して強力に実施しております。

期限までに納税されない場合は、財産の差押えなどを行うこととなりますので、まだ納税がお済みでない方は早急に納付してください。

## 納税催告

催告書の送付を行います。催告書に記載の期限までに必ず納税してください。

## 財産調査

催告期限までに納税がない場合、「金融機関に対して預金額の調査」や「勤務先に対して給与支払額の調査」、その他、不動産や生命保険の調査を行います。

## 財産差押

調査の結果、財産が判明した場合、給与・預貯金・生命保険などを差押えし、換価の上、町税へ充当します。

問合せ  
税務課税務グループ

☎ 2513

苫小牧道税事務所納税課

☎ 0144-325284



## 嘱託・臨時職員の募集について

安平町教育委員会では、10月から雇用する、嘱託・臨時職員を募集しています。

下表の応募資格などをご確認いただき、期限までにお申し込みください。

**応募方法** 専用の履歴書に必要事項を記入のうえ、持参提出してください。(履歴書は教育委員会事務局で配布しています。)

**応募期限** 9月22日(金)

**共通要件** 町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可)

**提出先・問合せ** 安平町教育委員会子育て支援グループ

☎ 2083

## 嘱託職員

職種	勤務地・業務・賃金	募集人員	雇用期間・勤務形態	特記事項	資格・その他
子ども発達支援センター指導員	【安平町教育委員会及び子ども発達支援センター】 子ども発達支援業務 月額 180,000円	若干名	平成29年10月1日～平成30年3月31日 月～金曜日(週5日間勤務) 8時30分～17時15分(7時間45分)		・満59歳まで(平成29年4月1日現在) ・保育士資格又は幼稚園・小学校等教員免許を有する方

## 臨時職員

子ども発達支援センター補助員	【子ども発達支援センター】 子ども発達支援補助業務 時給 890円～980円	若干名	平成29年10月1日～平成30年3月31日 月～金のうち町が指定する日 8時30分～17時15分の間の7時間45分以内(シフト制)	勤務日数、時間の相談可	・満59歳まで(平成29年4月1日現在) ・保育士資格若しくは幼稚園・小学校等教員免許を有する方又は子育て支援員の認定を受けた方
----------------	--	-----	---	-------------	---

その他手当：通勤距離に応じて通勤手当を支給

社会保険等：勤務日数に応じ対象となる方のみ社会保険(健康保険・厚生年金)、労働(雇用)保険加入

有給休暇：【嘱託】初年度通算6日付与(期間更新後は法令等に基づき付与日数を加算)

【臨時】勤務日数に応じ対象となる方のみ法令等に基づき付与

広告欄

あなたの  
悩みに

すべての相談の相談料が

# 無料になりました。

コタエを出します

相談予約  
ダイヤル

## 0144-35-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)  
土曜 10:00～13:00

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

**NPO 法人 ココ・カラ**

ココロカラでも幸せな時間

問合せ先

みずほ館(月・金 10:00～16:30)

電話: 0145-23-2109

メール: npo.cocokara@gmail.com

○ココ・カラ手作り弁当の販売について

- ・日 時: 毎週月曜日と金曜日の9:30から10:00までにみずほ館に電話での予約をお願いします。
- ・料 金: 500円(日替わりメニューのみ)  
5個以上の予約で配達可能、その他は要相談。

○安平八幡神社祭りに出店

- ・日 時: 9月15日(金) 14:00から21:00
- ・内 容: 昼間は子供のお楽しみ、夜は大人のために焼鳥等の販売を予定しています。

広告欄

13